

# 近畿大学留学生学友会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は近畿大学留学生学友会(以下「留学生学友会」という。)と称し、その本を近畿大学本部内に置く。

(英語の名称は Foreign Students Association of Kindai University と称する)

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、協力して学生生活の安定と勉学の向上に努め近畿大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)留学生の自治
- (2)学生生活の相互扶助
- (3)見学・研究ならびに観光旅行
- (4)歴代留学生学友会会長・副会長への連絡
- (5)留学生学友会室の管理
- (6)勉学上の活動ならびに、機関および各大学との関係
- (7)その他、目的達成に必要な事項

## 第2章 組織および委員会

(組織)

第4条 本会は近畿大学に在籍する留学生をもって組織する。

2 本会の委員会の承認、定期総会での決議により、本会の組織下に各国別に留学生学友会を組織することができる。

(加入)

第5条 本学への入学が確定したとき、本会への加入の資格が認められる。

(資格の喪失)

第6条 卒業または学籍を離れたものは会員の資格を失う。

2 卒業生は各国別に留学生校友会を組織することができる。

(委員会)

第7条 本会に留学生学友会委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
  - (3) 委員 若干名
- 3 委員から会計、書記、総務を各1名選出する。

(委員の選出)

第8条 委員会の委員は、近畿大学に在籍する留学生から立候補者を募り選出する。

2 立候補者がいない場合、各国別の留学生学友会から候補者を選出する。

3 委員は定期総会または、臨時総会の議事承認により決定される。

(委員の任務)

第9条 委員長は本会を統括・運営し、副委員長はこれを補佐する。

2 委員は委員会を構成し、運営に参加する。

3 委員に欠員ができた場合は、代替りの委員を選出することができる。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。

(総会)

第11条 本会は、半年に一度定期総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

3 原則、各国別の留学生学友会会長・副会長は委員会に出席する。

### 第3章 権利・義務

(権利)

第12条 本会の行う事業による利益は平等にこれを享受する。

(義務)

第13条 本会員は次の義務を負担する。

(1)本規約を遵守

(2)本会議の決議には誠実に協力する。

### 第4章 会計および会則

(本会の資金)

第14条 本会の資金は会と大学側からの支援金および寄附金・雑収入をもってこれに当てる。

2 その資金は委員会の議決により支出を定める。

(決算)

第15条 本会の会計年度は原則として4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

2 会計は定期総会において1年の決算を報告する。

(会則の変更)

第16条 会則の変更は本会の委員会で改定し、総会の決議を得て定める。

本会則は昭和59年11月1日から効力を発する。

改訂 平成24年6月1日

改訂 令和7年4月1日